

# 第513回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和7年7月11日（金）午前10時00分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

## 1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、櫻井靖久、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、佐古美希、本村秀史

使用者代表委員 小西克美、柴田健司、当麻和重、松岡 誠

事務局 石崎労働局長、中村賃金室長、松川賃金室長補佐、  
北岡賃金調査員、井村未払賃金調査補助員

## 2. 審議事項

- (1) 奈良地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出について
- (2) 奈良県最低賃金の改正について（諮問）
- (3) 令和7年度 奈良県最低賃金の改正に関する審議の進め方について
- (4) 令和7年度 奈良地方最低賃金審議会の審議日程（地域別最低賃金関係）について
- (5) 令和7年度 特定最低賃金の必要性審議の進め方について
- (6) その他

## 3. 主要経過・審議結果

### 【松川室長補佐】

それでは、少し早いですが皆様お揃いですので、令和7年度第1回目の奈良地方最低賃金審議会を始めます。

本日の審議会は、「公開」で行うこととなっております。

また、審議会終了後は、議事録を作成し、奈良労働局ホームページに公開する予定となっておりますので、あらかじめお伝えしておきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、所要により西田委員がご欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による「定足数」を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

### 【中村室長】

それでは、本日の議事を進めてまいります。

賃金室長の中村でございます。昨年度に引き続きよろしくお願ひします。

委員の皆様方には、お忙しい中、令和7年度第1回奈良地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

行き届かない点もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、皆様には、第55期の奈良地方最低賃金審議会の委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。

本審議会の委員の皆様は、資料No.1 「奈良地方最低賃金審議会委員名簿」のとおりでございます。

前第54期委員からの変更としまして、公益委員の伊東（いとう）会長及び杵崎（きねざき）委員に代わりまして、熊谷（くまがい）委員と櫻井（さくらい）委員に新しくご就任いただきました。

また、労働者側委員の松田（まつだ）委員及び竹村（たけむら）委員に代わりまして、佐古（さこ）委員と本村（もとむら）委員に新しくご就任いただきました。

その他の委員の皆様には、変更はございません。

委員の皆様は、令和7年4月22日をもちまして奈良労働局長から任命をさせていただきました。

再任の委員の皆様につきましては、お手元に辞令を置かせていただいておりますので、ご確認ください。

各委員のお名前は、後ほどご確認させていただきます。

なお、本日は任命後初めての審議会となりますので、このあと審議会の会長及び会長代理を選出するまでの間、慣行として、議事進行は事務局で担当します。

それでは、議事に先立ちまして、奈良労働局長の石崎（いしざき）より、皆様にご挨拶を申し上げます。

### 【石崎局長】

奈良労働局長の石崎でございます。

本日は、ご多忙のところ第513回奈良地方最低賃金審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

うございます。

本日は、令和7年度第1回目の審議会でございますので、開会に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から、労働行政、とりわけ、賃金行政につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、大変お忙しい中にありますて、奈良地方最低賃金審議会の委員就任をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

この場をお借りいたしまして、重ねて御礼申し上げます。なお、委員の任期につきましては2年となりますので、その間、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、奈良県最低賃金につきましては、昭和48年度に新設発効して以降、改正諮問を重ねてまいりました。

今年度につきましては、中央でも本日7月11日午後に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、改定の目安について諮問する予定であり、今後、中央における審議の状況を踏まえつつ、奈良地方最低賃金審議会の運営を進めてまいりたいと考えております。

昨年度の地域別最低賃金ですが、奈良県最低賃金は986円で50円の引上げ、また全国加重平均額は1,055円で51円の引上げと、どちらも大幅な引き上げとなりました。

このように大幅な最低賃金の上昇が続く中、円安等による物価の上昇、世界各地の紛争によるエネルギー価格の高騰、米国の不安定な通商政策など、さまざまな経済情勢の変化が雇用情勢にどのような影響を及ぼすのか心配されるところであります、奈良労働局におきましても、こうした情勢を注視しつつ、最低賃金及び賃金の引き上げに向けた環境整備を図るために、中小企業の生産性向上の取り組みを支援する業務改善助成金をはじめとする「賃上げ支援助成金パッケージ」の周知・活用促進に努めているところでございます。

私ども事務局といたしましては、審議会の円滑な運営に資するよう、審議資料の整備、充実に努めてまいります。委員の皆様方には、県内の経済、雇用情勢を含め、最低賃金を取り巻く諸般の状況等を総合的にご勘案いただき、ご審議を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【中村室長】

それでは、続きまして、第55期奈良地方最低賃金審議会の委員の皆様をご紹介します。

着座にて失礼いたします。

お手元の1頁資料No.1「奈良地方最低賃金審議会委員名簿（第55期）」をご覧ください。  
読み上げさせていただきます。

奈良地方最低賃金審議会委員名簿第55期

公益代表、

熊谷礼子 委員 新任。

**【熊谷委員】**

よろしくお願いします。

**【中村室長】**

櫻井靖久 委員 新任。

**【櫻井委員】**

よろしくお願いします。

**【中村室長】**

下山 朗 委員 再任。

坪田園子 委員 再任。

福井麻起子 委員 再任。

労働者代表、

伊垣昭彦 委員 再任。

**【伊垣委員】**

よろしくお願いいたします。

**【中村室長】**

河本章吾 委員 再任。

**【河本委員】**

よろしくお願いします。

**【中村室長】**

北尾 亮 委員 再任。

**【北尾委員】**

よろしくお願いいたします。

**【中村室長】**

佐古美希 委員 新任。

**【佐古委員】**

よろしくお願いいたします。

**【中村室長】**

本村秀史 委員 新任。

【本村委員】

本村です。よろしくお願ひいたします。

【中村室長】

使用者代表、

小西克美 委員 再任。

【小西委員】

よろしくお願ひします。

【中村室長】

柴田健司 委員 再任。

【柴田委員】

よろしくお願ひいたします。

【中村室長】

当麻和重 委員 再任。

【当麻委員】

よろしくお願ひいたします。

【中村室長】

西田雅彦 委員 再任ですが、本日欠席されております。

松岡 誠 委員 再任。

【松岡委員】

よろしくお願ひいたします。

【中村室長】

皆様 どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、事務局である奈良労働局の職員を紹介します。

まず、奈良労働局長ですが、橋口が異動となり、本年4月1日から先ほどご挨拶した石崎琢也（いしざき たくや）に交代となりました。

【石崎局長】

石崎です。改めまして、よろしくお願ひします。

【中村室長】

次に、労働基準部長ですが、柘植（つげ）が退職し、本年4月1日から米村祐規（よねむら ゆうき）に交代となりました。

労働基準部長の米村ですが、本日は業務の都合により欠席させていただいております。誠に

申し訳ございません。

次に、賃金室長補佐ですが、大橋（おおはし）が異動となり、本年4月1日から松川伴子（まつかわ ともこ）に交代となりました。

**【松川室長補佐】**

松川です。よろしくお願ひいたします。

**【中村室長】**

最後に、わたくし賃金室長の中村でございます。改めて、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速ですが、議題（1）「奈良地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出について」の審議に入ります。

最低賃金法第24条では、会長及び会長代理は公益を代表する委員の中から選ぶことになっています。

委員の皆様、いかがいたしましょうか。

**【松岡委員】**

会長は、昨年会長代理を務められた下山委員に、会長代理は、地賃専門部会の委員であられた坪田委員にお願いしてはいかがでしょうか。

**【中村室長】**

ただいま松岡委員から、「会長に下山委員」、「会長代理に坪田委員」というご意見がございましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

ご意見はございませんでしょうか。

(意見がないことを確認)

異議がないようでございますが、下山委員、坪田委員、いかがでございますか。

お願いしてよろしいでしょうか。

**【下山委員】**

はい。お引き受けいたします。

**【中村室長】**

ありがとうございます。

坪田委員、いかがでしょうか。

**【坪田委員】**

はい。お引き受けいたします。

**【中村室長】**

ありがとうございます。

それでは、会長は下山委員に、会長代理は坪田委員に、それぞれお願ひすることとします。

下山会長から一言ご挨拶をいただき、引き続きまして、以後の議事進行をお願いします。

**【下山会長】**

ただいま会長を務めることになりました下山でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

私が、この公益委員になつてもう6年ぐらい経ちまして、ずいぶん状況変化が激しいなと思っておりますし、ここ数年間、特に最低賃金の上昇の中で皆様には真摯にご議論賜つてありがとうございます。

昨今の状況を考えましても、今後も大変な時期は続いていきますので、地域の状況、また、労働者の状況を踏まえながら、ご審議いただけたらと思います。

よろしくお願ひいたします。

まず、運営規定第7条に基づき、本日の議事録の署名人を指名いたします。

私のほかに、労働者側は、伊垣（いがき）委員にお願いします。

使用者側は、小西（こにし）委員にお願いします。

それでは、議事を進行していきたいと思います。

議題（2）「奈良県最低賃金の改正について（諮問）」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

**【中村室長】**

それでは、奈良県最低賃金の改正につきまして、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて諮問（しもん）をさせていただきます。

奈良労働局長の石崎から下山会長に「諮問文」をお渡ししますので、下山会長、石崎局長とともに、事務局後ろに設置しております「奈良労働局のボード」の前まで移動をお願いします。

それでは、石崎局長から下山会長へ「諮問文」をお渡しください。

**【石崎局長】**

それでは、奈良県最低賃金の改正について、ご審議のほどよろしくお願いします。

（石崎局長が下山会長に対し「諮問文」を手渡し、下山会長がこれを受領）

**【中村室長】**

下山会長、石崎局長は、席にお戻りください。

それでは、下山会長、議事の再開をお願いします。

【下山会長】

はい。それでは、議事を再開します。

ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

諮問文写しですね。

【中村室長】

それでは、「諮問文」の写しを委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。

【中村室長】

それでは、委員の皆様にも内容を確認していただくため、私から「諮問文」を読み上げさせていただきます。

奈労発基0711第1号  
令和7年7月11日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

奈良労働局長

石崎 琢也

奈良県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく、奈良県最低賃金（平成7年奈良労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

それでは、次に、諮問の趣旨につきまして、事務局から説明をお願いします。

【石崎局長】

それでは私の方から説明させていただきます。

ただ今、奈良県最低賃金の改正決定について諮問をいたしましたので、その趣旨等について説明させていただきます。

今年の政府の方針としまして、6月13日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」、これらは、机上資料として配付させていただいておりますが、この中で、最低賃金については、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」とされたところであります。

また、政府の取組として、「『中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画』には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。」ことも盛り込まれております。

さらに、地方最低賃金審議会については、「これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。」とされており、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」との方針も示されています。

先ほども申し上げましたが、本日7月11日午後には、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に改定の目安について諮問される予定でございます。

奈良県におきましても、以上のことと踏まえた奈良の実情に応じたご審議をお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

## 【下山会長】

ありがとうございました。

ただいま説明もありましたとおり、本審議会におきましては、奈良の実情を踏まえて審議するということになっておりまして、それら諮問に関する資料をあらかじめ用意してもらっていますので、事務局から説明をお願いします。

## 【中村室長】

それでは、説明させていただきます。

紫色のファイルの資料をご覧ください。

会議資料の15頁の資料No.4から順に説明いたします。

資料No.4は、令和7年6月に発表されました「月例経済報告（令和7年6月）」でございます。

これは、景気に関する政府の公式見解を示す報告書で、内閣府が景気の動向指数に基づいて、毎月とりまとめているものでございます。

冒頭の基調判断の部分で経済全般を総括的に評価し、個人消費、設備投資、住宅建設、公共投資、輸出入など個別の要素などの動向についても言及しております。

続きまして、25頁の資料No.5は、2025年4月から6月期の「第180回中小企業景況調査」の結果について、独立行政法人中小企業基盤整備機構から公表されたものでございます。

この調査は、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業の景況を把握し、中小企業施策立案の基礎資料を収集するために、四半期ごとに実施、集計・公表しているものでございます。

対象業種は製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業の5業種で、全国の約19,000社の中小企業が対象となっております。

そして、そのうち小規模企業（製造業・建設業は従業員20人以下、卸売業、小売業、サービス業は従業員が5人以下）の占める割合は、原則として80%程度になるよう調整されているとのことでございます。

次に43頁の資料No.6 こちらは、近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「奈良県内経済情勢報告 令和7年4月判断」でございます。

この報告は経済指標や次の資料No.7でご説明いたします法人企業景気予測調査、それに企業ヒアリングなどをもとに、奈良県内の経済概況がとりまとめられたものでございます。

47頁の資料No.7は、こちらは資料No.6と同じく近畿財務局奈良財務事務所が公表しております「法人企業景気予測調査 令和7年4～6月期調査奈良県下の調査結果」でございます。

これは、奈良県に所在する資本金1千万円以上の法人（ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は、資本金1億円以上）104社を対象に、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に実施されるものでございます。

続きまして、56頁の資料No.8は、「奈良県経済の概況・経済指標（奈良県・全国）」でございます。

この資料は、一般財団法人南都経済研究所が発行しております「ナント経済月報 6月号」から、奈良県経済の概況と奈良県と全国の経済指標を抜粋したものでございます。

次に61頁、資料No.9は、「令和7年春闘要求妥結状況」でございます。

この資料は、日本労働組合総連合会と日本経済団体連合会から発表されたもの、それから、奈良経済産業協会様にご協力を願いして集計した資料をつけております。ご協力感謝申し上げます。

次に71頁の資料No.10は、「令和6年賃金構造基本統計調査の概況」でございます。

賃金構造基本統計調査につきましては、国が実施する最も重要な統計の1つといたしまして「基幹統計」に指定されているところでございます。

調査対象数は78,679事業所、有効回答数は58,375事業所、有効回答率74.2%であり、本概況は、有効回答数58,375事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所50,682事業所について集計したものでございます。

ご参考までに申し上げますと、88、89頁のところに、短時間労働者の賃金関係の資料が掲載されております。

続きまして、93頁の資料No.11は、「定期給与の推移（全国・奈良県）」でございます。

この資料は、厚生労働省が奈良県を通じて実施しています「毎月勤労統計調査」の公表結果を、事務局でとりまとめたものでございます。

次の94頁の資料No.12は、「奈良県の一般職業紹介状況（令和7年5月分）」でございます。

この資料は、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における状況を奈良労働局の職業安定課がとりまとめ、公表しているものでございます。

次に104頁の資料No.13は、「令和6年度奈良県の最低賃金改定状況」でございます。

この資料は、昨年度（令和6年度）の「奈良県最低賃金」と「特定最低賃金」の改定状況などを、事務局でとりまとめたものでございます。

次の105頁の資料No.14は、「地域別・年次別最低賃金額及び引き上げ率の推移」でございます。

この資料は、地域別最低賃金につきまして、ランク別に過去5年間の改定状況をとりまとめたものでございます。

最後に106頁の資料No.15は、「令和6年度 奈良地方最低賃金審議会 開催状況」でございます。

こちらの資料は、昨年度（令和6年度）の奈良地方最低賃金審議会の開催状況などを、事務局でとりまとめたものでございます。

本日の審議会では、以上の資料を提出させていただきました。

以上でございます。

### 【下山会長】

はい。ありがとうございます。

大変膨大な資料ですので難しいかと思いますが、先ほど事務局から説明がありました改正諮問の趣旨並びに関係資料につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

（質問等がないことを確認）

はい。無いようですので、場合によってはですね、次回以降の審議で出るかもしれません、それはその時で構いませんのでよろしくお願ひいたします。

はい。では、次の新しい議題に移りたいと思います。

議題（3）「令和7年度 最低賃金等の改正に関する審議の進め方について」の審議に入りたいと思います。

ここでは地域別最低賃金に関する審議の進め方について審議することとします。

なお、特定最低に関する必要性審議の進め方については、議題（5）として後ほど審議いたします。

では、奈良県最低賃金の審議の進め方について事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

ご説明いたします。

まず、最低賃金法第25条第2項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定しています。

そして、同条第3項では、「専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。」と規定し、公労使の委員が同数をもつて組織することとされており、その委員の数は9人以内ということになっております。

また、同条第5項で、最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労使の意見を聞くこととなっております。

以上でございます。

【下山会長】

はい。ただいま事務局から説明がありましたように、具体的な調査・審議は、専門部会を設置し、また、審議会等で関係労使の意見を聴いて行うこととなります。

つきましては、「奈良県最低賃金専門部会委員の選任」及び「関係労使の意見聴取」に関して、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

はい。ご説明いたします。

奈良県最低賃金専門部会の委員につきましては、本審の委員と同様に関係労使からの推薦によりまして、その候補者のうちから任命することとなっております。

委員の推薦公示につきましては、本日の審議会終了後に行う予定にしております。

公示期間につきましては、本日7月11日から7月25日までとする予定でございます。

また、関係労使の意見聴取につきましては、関係労使から意見を聴く旨、及び、意見は意見書の提出をもって行う旨を公示することとされております。その公示につきましては、本日7月11日から8月1日までとする予定でございます。

なお、関係労使からの意見聴取につきましては、法令により、意見書のほか、当該意見書を提出した者、その他関係労働者、関係使用者のうち適当と認められる者をその会議に出席させる等により意見を聴くということも併せて定められております。

以上でございます。

【下山会長】

ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございますか。

まあ、日程以外は例年どおりだと思いますので、まぁ大丈夫だとは思うのですが。

いかがでしょうか。

(質問等がないことを確認)

はい、それではですね、本年度の審議会の審議の進め方について、ほかに委員の皆様から何かございますでしょうか。

はい、では本村委員お願いします。

【本村委員】

すみません。

この場でですね、最低賃金の審議会令第6条第5項の適用について、提案をさせていただきたいのですが。

【下山会長】

はい。

お願いいたします。

ただ今、本村委員より「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」について提案がございましたが、まずは「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」とはどういうものか、事務局から説明お願いいたします。

ここは、一旦説明されますか。

【本村委員】

はい。

【下山会長】

すみません。

では後ほど事務局から説明お願いいたします。

【本村委員】

それではご提案させていただきます。まず、最低賃金法は賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としているものであります。この法の目的を踏まえれば、我々、最低賃金審議会委員は、一日でも早い発効を目指すべきであると考えます。

毎年の最低賃金の審議に当たっては、各委員ともに確認いただきまして、10月1日に発効できるよう日程調整していただいておりますが、結果として、10月1日に発効できない審議会日程になる場合もあります。

しかしながら、この日程調整に当たっては、審議会が連日開催となれば、公労使それぞれの委員が審議会に臨むに当たって、打ち合わせ等ができないとの意見を踏まえ、最近は公労使ともにしっかりと意思疎通をする時間等に配慮した日程となっているものと認識しています。

最低賃金審議会令第6条第5項はその条文において「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。」とあります。

公労使ともにしっかりと意思疎通をする時間等に配慮した日程で最低賃金専門部会(金額審議)が開かれれば、その決議内容については、その審議経過も含めて、専門部会に出席していない公労使それぞれの本審メンバー間での打ち合わせ等、意思疎通も可能あります。

であるならば、最低賃金専門部会の決議において、各メンバーの意を受けた各専門部会委員による全会一致の決議を経ることができるのであれば、本審での決議を経ることは要しないとする手続きも可能であると考えます。

以上のことから、奈良地方最低賃金審議会における最低賃金審議会令第6条5項の適用について御提案させていただきます。

以上です。

#### 【下山会長】

はい。ありがとうございました。

新任の委員の方もおられますので、そういうことも含めて事務局の方から最低賃金審議会令第6条第5項についてご説明お願ひいたします。

#### 【中村室長】

本村委員からの説明と重複する内容も含まれておりますが、改めて最低賃金審議会令第6条第5項についてご説明いたします。

お手元にお配りしております「令和7年度版最低賃金決定要覧」154頁の中ほどをご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。」とあります。

この条文の趣旨としましては、最低賃金審議会の意思決定は、原則的には本審の議決によってなされるものであり、専門部会を置いた場合においても、当該専門部会の意思決定がそのままでは最低賃金審議会の意思決定にはならず、改めて最低賃金審議会の議決を経て初めてその意思決定となるものであります。

しかし、最低賃金の決定及び改正に係る専門的、技術的事項について調査審議するため設置された専門部会の意思決定については、本審の議決を待たずに最低賃金審議会の意思決定とすることが合理的かつ効率的である場合も少なくありませんので、最低賃金審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって最低賃金審議会の決議とができる、というものです。

この条文は、本来本審の議決によってなされるべき最低賃金審議会の意思決定を専門部会の議決をもって代えるものであり、運用に当たっては本審の意向と明らかに異なる議決がなされないよう配慮する等、慎重に運用すべきものであります。

また、運用に当たっては、包括的運用ではなく、例えば「奈良県最低賃金の改正」のように特定の個別事案について行うべきものであります。

さらに、条文中に「あらかじめその議決するところにより」と規定されており、本条の適用には事前の議決が必要となります。

また、専門部会で全会一致とならなかった議決については、本審で更なる審議を行う余地もあることから、運用に当たっては、原則として専門部会での決議が全会一致で行われる場合に限るべきであり、本審での議決ではこの点を明確にしておくことが求められます。

以上でございます。

### 【下山会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、労働者側本村委員から提案のありました内容及び先程の事務局からの説明を踏まえまして、ほかの委員の皆様で、ご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか？

はい。松岡委員お願ひいたします。

### 【松岡委員】

はい。失礼いたします。

使用者委員の松岡でございます。

よろしくお願ひいたします。

ただ今、本村委員様から、ご提案いただきました件でございますけれども、また事務局からご説明いただきましたけれども、専門部会に関しましては多少の日程の配慮をいただいているところではございますが、専門部会に関しまして我々本審の委員が全員出席しているわけではないところでございまして、専門部会の期日に関しまして、参加することができていない方の意見を述べる場としてはやはり本審が必要であると思います。

10月1日にこだわることなく、しっかりとした議論、内容が求められると考えておりますので、労働局長から委嘱を受けました我々が本審の場で意見を表明する、また議決することが非常に重要ではないかなと言う様に考えており、この6条第5項に関しましては適用する必要はないのかなと考えております。

以上でございます。

### 【下山会長】

はい。松岡委員ありがとうございました。

ご意見ありましたけれども、労働者委員ご意見ありますでしょうか。

なかなか一長一短がありまして、もちろん10月1日、早く決まること自体、使用者側が反対しているわけではないかと思いますけれども、それを踏まえたうえでこの本審の意図は何ぞやということと、専門部会の意図は何ぞやということの兼ね合いかと思いますので。

(意見がないことを確認)

残念ながらと言いますか、平行線ということですので申し訳ありませんが本村委員からご提

案のありました最低賃金審議会令第6条第5項の適用ですが、使用者側も含めて反対意見も存在するということで、全員一致で賛成するに至りませんでしたので本年度は地域別最低賃金の改正に関しましては、この適用を見送ることにしたいと思いますけれども各委員の皆様からはご意見ございますでしょうか。

(意見がないことを確認)

はい。それでは今回は適用を見送ることにしたいと思います。

次に、議題（4）「令和7年度 奈良地方最低賃金審議会の審議日程（地域別最低賃金関係）について」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

### 【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

昨年度（令和6年度）の審議会の審議経過については、会議資料106頁の資料No.15をご覧ください。

こちらに昨年度の日程が示されております。

大変恐縮ですが、時間的制約もございますので、読み上げての説明は省略させていただきます。

続きまして、本年度の審議日程（案）をご説明します。

机上配布しております、こちらのカラー刷りのカレンダーで1枚もの。

「令和7年度 奈良地方最低賃金審議会日程（案）【7～8月（地域別最低賃金関係）】」をご覧ください。

本審議会では、例年、奈良県最低賃金の10月1日の発効を目標としてご審議いただいているところでございます。

ところが、本年度は、中央最低賃金審議会への諮問が本日7月11日と、昨年の6月25日に比べて大変遅くなっております、それに伴い中央目安小委員会の審議日程も後ろ倒しになっております。

お手元の日程表の左欄外に記載しております中賃審答申の見込日、こちら7月31日となっておりますけれども、そちらにつきましても、これより遅れる可能性がございます。

このため本審議会としましては、委員の皆様の予定を確認し、できる限り早い発効日を模索しましたが、10月1日発効日となる日程を組むことは難しく、お示しの（案）を作成した次第でございます。

この案における具体的なスケジュールをご説明します。

8月5日に第2回本審を開催し、目安伝達および関係労使の意見聴取を実施し、8月8日の第3回本審において答申をいただき、同日から8月25日までを異議申出期間とし、この期間に異議の申出がなされましたら、異議審議を8月26日に開催してご審議いただくこととし、

そして、当日にご答申をいただくことができましたら、官報公示の手続を経て、10月4日の発効予定となります。

なお、8月26日以降の審議日程につきましては、特定最低賃金の必要性審議の進め方に関する審議結果を踏まえて、後日改めて日程調整をお願いし、開催時期を決定する予定でございますので、今しばらくお待ちいただきたく、また、その際はご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

### 【下山会長】

それでは、先程説明のありました審議会の日程につきまして、何かご意見はございますか。

(意見がないことを確認)

はい、では日程ご協力をお願ひいたします。

すみません、私、事前に打ち合わせすれば良かったのですが、少し私の確認事項として事務局に質問したいのですけど、日程（案）の表があったと思いますが、そちらで中賃の日程は左側に赤文字で書かれていて、一番右側に本審議予定内容が書いているかと思います。要は、本審の2回目が8月5日である一方で、地賃の専門部会が7月29日から開催という想定かと思われます。

例年でしたら2回目の後から専門部会が開かれており、資料ナンバー紫の方の106頁の資料でいうと第2回の審議内容の中で専門部会の委員の任命についてというのが、通常であれば2回目のところに入るところですね、今回の予定ではですね、専門委員会の任命が（報告）となっている。ある意味ですね、事前に公益を含めてすけども、労使から提出していただく委員の推薦というものを、この段階では承認していただくというか、そういう形で進めるという認識でよろしいですかね。

### 【中村室長】

ご説明いたします。

今、下山会長よりご質問いただきましたとおり、例年、第2回本審と第2回専門部会が同日開催ということになっております。

今年度につきましては、中賃の方の諮問日が遅れた関係で、第2回本審をこの日に開催するしか日程が組めず、通常は第2回本審で目安伝達をさせていただいた後、その後引き続き第2回専門部会、こちらの方で金額審議に移らせていただいていたのですけども、本年度については先行して第2回の専門部会、こちらの方から金額審議をいただこうと、若干遅れますけど第3回専門部会と第2回本審を同日にしておりますので、こちらで再度詳しく目安伝達と関係労使の意見聴取を行わせていただきますので、それを合わせて金額審議に反映させていただくという日程でございます。

もう1つ質問がございました専門部会の委員の任命のことでございますけれども、こちらは

例年どおり第1回目の地賃の専門部会の方は第2回本審より前に行わせていただいておりますので、昨年度も第2回本審では報告という形でさせていただいております。

### 【下山会長】

はい。失礼しました。すみません。

ですので、第2回本審があった後に打ち合わせをして金額審議ということになりませんので、各

立場の方は、そういうことを踏まえた上で進め方というのをしていただけたらと思います。  
よろしくお願ひいたします。

第2回本審は8月5日火曜日13時15分から、第3回本審は8月8日金曜日13時30分からそれぞれ開催としますので、日程の確保にご協力をお願いします。

第4回本審は、異議申出の有無によって開催の有無が変わりますので、異議申出があれば改めてご連絡しますが、ひとまず8月26日火曜日10時00分から開催としますので、日程の確保にご協力をお願いします。

次に、議題（5）「令和7年度 特定最低賃金の必要性審議の進め方について」の審議に入ります。

まず、これまでの経緯について事務局から説明をお願いします。

### 【中村室長】

それでは、私の方から過去の、これまでの経緯についてご説明いたします。

新任の委員の先生もいらっしゃいますので、まずは特定最低賃金の改正のプロセスからご説明いたします。

特定最低賃金の改正は、地域別最低賃金の改正と異なり、労働局長の諮問により、即座に金額改定の審議が行われるのではなく、2段階のプロセスを踏みます。まず1段階目として改正の必要性の有無について審議いただき、審議の結果「改正の必要性有り」となりました場合にのみ、2段階目の金額審議へと進むことになります。つまり、1段階目の必要性の審議における「改正の必要性なし」となりました場合は、そこで審議が終了することになります。

また、1段階目の必要性の審議においては、全会一致の結論が求められているところでございまして、全会一致で「改正の必要性あり」との結論に至らなければ、金額の改正には至らないことになります。

次に過去の経緯について、ご説明いたします。

過去、当奈良地方最低賃金審議会では、1段階目の必要性審議については、運営小委員会を設置し、運営小委員会の場で必要性についてご審議いただいておりました。

こちらの審議結果につきましては、令和3年度までは「改正の必要性有り」との結論をいただき、毎年金額の改定が行われておりました。しかし、令和4年度以降の3年間は、全会一致で「改正の必要性あり」の結論に至らず、特定最低賃金の改正が見送られる状況が続いております。その結果、現在奈良県において設定されている特定最低賃金は、時間額においてすべて地域別最低賃金を下回る、いわゆる「埋没」の状態になっております。

こういった状況もございまして、昨年度の運営小委員会において、労働者側委員から特定最低賃金の必要性の審議を従来の運営小委員会ではなく、各特定最低賃金のそれぞれの業種を代表する委員により構成された各専門部会において、個別に審議する方式への変更のご提案がございました。

このご提案に対しましては、今年3月7日に開催しました令和6年度第5回本審において、事務局からそれぞれの業種の代表が参加する審議方式として、ご提案のありました専門部会方式に加え従来の運営小委員会に関係業種のオブザーバーを加えたオブザーバー方式の2つをお示しし、ご審議いただきましたが、結論を得るには至らず、本年度に継続審議となりましたところでございます。

そして、本年度第5期に入りましてから、公労使の各委員様のご意見をお伺いし、意見調整を事務局の方で重ねてまいりました結果、これからお示しする事務局（案）をご提示するに至った次第でございます。

以上でございます。

### 【下山会長】

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたように、本審議会では、特定最低賃金の改正の必要性については、従来から運営小委員会を設置し、審議をしてまいりました。

これは、ある意味言いますと特定最低賃金のすべての業種につきまして一括審議をして、その必要性の有無の審議をしていましたということでございます。

もちろん、それはそれで非常に意義のあるものであったかとは思いますが、労働者側からご提案のありました、運営小委員会方式ではなくて個別で審議する、いわゆる専門部会方式という提案がありまして、正に今までの議論が決して間違っていたというわけでは、むしろ全く無い。

一方で、議論の深まりや広まりという、専門部会というものを少し停滞しているところを動かしてみて試してみても良いのではないかという風に事務局と相談というか考えまして、専門部会方式をですね、これ自体は結論から言いますと別に行う行わないに関しましては、特段何か条件的に変わるものではない。

すなわち、それぞれの全会一致という意味では変わらないけれども、それぞれの専門家が入るという意味合いで、委員の皆様が変更するという意味での手間暇はあるけれども、それぞれの専門の立場から議論するということを一度試してみてはどうかという風に考えまして、専門部会方式への移行というように進めさせていただけたらなあと考えております。

そのことを踏まえまして事務局から案を作っていましたので説明をお願いいたしたいと思います。

### 【中村室長】

それでは、私の方から事務局（案）をご説明いたします。

机上で配布させていただいております色刷りのフローチャート、こちらの方に基づいて説

明したいと思いますので、こちらをご覧ください。

「令和7年度 特定最低賃金の必要性審議の進め方（案）」をご覧ください。

それでは、こちらのフローチャートに沿って事務局（案）をご説明いたします。

まず、本年度の特定最低賃金の審議のスタートは、一番上の青色の囲み、8月8日開催予定の第3回本審になります。ここで必要性審議の諮問をいたします。カッコ書きで「及び改正決定審議」としている理由につきましては、後ほどご説明いたします。

次にこちらの第3回本審の後ですけれども、下向きのこちらの黄色の矢印、諮問を受けて、改正の必要性についてご審議いただくわけですが、ここで本日決議いただきたい事項の一つ目、右側にありますオレンジ色の囲みの①「改正の必要性審議のため各専門部会を設置し、必要性を審議する」という事項がございます。

フローチャート上、黄色の矢印の下の方に行きますと、3つの黄色囲みの「特賃専門部会」がございます。こちらが今年度特賃の必要性審議を行う場として変更を予定しております専門部会になります。従来当審議会では、その右の緑色の囲みにあります「運営小委員会」において3業種を一括して、改正の必要性についてご審議いただいておりましたが、今回専門部会に変更いたしますと、書いてありますように「一般機械」「電気機械」「自動車小売」の各業種別の専門部会で個別にご審議いただくことになります。

なお、従来の運営小委員会での審議から専門部会での審議に変更する趣旨については、先ほど下山会長からご説明いただきましたとおりでございます。

この必要性審議を行う専門部会は、過去金額審議を行う際に設置しておりました各業種の特賃専門部会の枠組みをそのまま使用いたします。委員構成等の詳細につきましては、その下の青色の線で囲んだ部分をご覧ください。

まず、委員の構成は、公労使各3名の計9名となっております。また、労使各委員のうち2名は各産業を代表する委員とさせていただきます。

委員の選出方法は、法令により関係者の推薦とされております。推薦の公示期間につきましては、第3回本審諮問当日の8月8日から8月25日までを予定しております。

専門部会の開催時期につきましては、委員選出後に日程調整を改めてさせていただきますが、8月下旬から9月中旬頃までを予定しています。

専門部会の詳細は以上ですが、この必要性審議を行う専門部会の開催に当たって、もう一つ決議いただきたい事項がございます。それがフローチャートの少し上に戻っていただきまして、オレンジ色の囲みの②の部分になります。

内容をご説明いたしますと、例年労働組合から提出されます改正申出書、こちらに記載されている協約最低賃金が、改正後の地域別最低賃金を下回る業種につきましては、改正の必要性を論じる余地なく、制度上改正の「必要性なし」と結論付けられます。これに該当する業種が発生した場合には、その業種につきましては、専門部会を開催することなく、その後に開催する第5回本審において直接「必要性なし」の答申をいただくこととなります。

再びフローチャートに戻ります。特賃専門部会で改正の必要性についてご審議いただいた結果、全会一致で「必要性あり」の結論に至らなかつた場合は「必要性なし」となります。

昨年と同様に3業種全て「必要性なし」となつた場合は、青色の矢印の流れになります、

その後に開催する第5回本審において、最終的な答申をいただくことになります。

なお、昨年までこの「必要性なし」の場合の答申は第4回本審でいただいておりましたが、今年度の第4回本審は8月26日に予定しておりますので、これまでに3業種の特定最低賃金の専門部会の結果を全て出すことは難しいので、改めて第5回本審を開催し、必要性の答申をいただく流れにしております。なお、第5回本審の開催日につきましては、3業種すべての結論が得られた後に改めて日程調整させていただきますが、予定としましては9月下旬から10月上旬を予定しております。

3つの黄色囲みの「特賃専門部会」に戻りまして、必要性審議の結果、1業種でも「必要性あり」との結論になった場合は、オレンジ色の矢印に進みます。

ここで本日決議いただきたい3つ目の事項がございます。これがオレンジ色の四角の囲みの③の部分「専門部会の議決をもって審議会の議決とする」でございます。

この審議会令第6条5項の適用につきましては、先ほど地域別最低賃金の議決に關しご審議いただきました取り扱いと同じ内容でございます。特賃の改正の必要性審議では、次の3つの理由からこちらの適用をお願いするものでございます。1つ目は必要性審議における「必要性あり」の議決はそもそも全会一致が前提とされていること。2つ目は当該必要性審議を行う専門部会は、本審より専門性の高い当該産業を代表する委員の方にご審議いただいていること。3つ目としましては、この条項を適用しなければ、専門部会の必要性審議の決議の後に本審を1度挟むこととなりますので、審議回数が増えるということと、日程がさらに後ろ倒しになることでございます。

なお、一番最初にご説明いたしました第3回本審におきまして、必要性審議だけではなく改正決定審議の諮問も併せて行うのは、この条項の適用を想定してのこととございます。

こちらの条文の適用を承認いただきますと、必要性審議の後に本審を経ずにフローチャートのとおり金額審議に移ることになります。

そして、この金額審議を行う専門部会につきましても、先に必要性審議を行った専門部会と同じ委員構成による専門部会で行うこととしております。

この専門部会に關し法令上の補足説明させていただきますと先ほど、必要性審議を行いました専門部会は「最賃法第25条1項」を根拠としておりまして、そのあと金額審議を行う専門部会は「最賃法第25条第2項」を根拠としており、同じ専門部会ではありますが、異なるものとなりますので、当然に同じ専門部会というわけではありません。

ただし、今年度におきましては同じ専門部会を想定しておりますので、オレンジ色で囲みました④のとおり「金額審議を行う専門部会も同じ専門部会で行う」ということも御決議いただきたい部分になります。

最後に金額審議以降の流れをフローチャートで確認しますと、「必要性あり」となった業種につきましては、過去の例にならい各専門部会を3回乃至4回開催しご審議いただくことになります。

開催時期は10月から11月を予定しております。

そしてすべての金額審議が結審した後、第5回本審を開催し金額改正に係る答申、及び先に「必要性なし」となりました業種がございましたら、その旨の答申も併せていただくこと

になります。この金額審議を行うこととなった場合の第5回本審の開催時期は11月頃になると考へております。

以上でございます。

【下山会長】

それでは、ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございますか。

(質問がないことを確認)

先ほどご提案いただきましたオレンジ色の①②③④について、ご意見がない場合は承諾いただいたという形になると理解しておりますけれども、ご意見等よろしいですかね。

(意見がないことを確認)

本年度の特定最低賃金の必要性審議の進め方について、ほかに委員の皆様から何か追加でご意見ございますか。

はい。お願いいたします。

【河本委員】

労働側委員の河本です。ありがとうございます。

昨年度の審議の中で最後に特定最賃の審議のあり方、必要性審議のあり方について要請というか、ご意見を申し上げました。

1年近くかけて真摯にご検討いただき、そしてまた新たな取組にチャレンジをするという方向性を導いていただいたことに感謝申し上げたいと思います。

より具体的に当該産業の奈良県における状況、それから今後どうあるべきかという論議が将来に向けて進んでいくことにトライするということで意味のある場になるように我々もトライをしていきたいというふうに思いますので引き続きよろしくお願いします。

ありがとうございます。

【下山会長】

はい。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

【松岡委員】

使用者委員の松岡でございます。

今、河本委員さんからご発言ありましたとおり我々使用者側に関しましても、新しいしっかりとした議論の場ができるような形でも対応させていただきたいと思っております。

ただですね、会長からさきほど御発言があったとおり、一度お試しという形でご発言あつたと思います。

これについてですけれども、また来年以降に関しまして、どういう形で進んで行くかということは、また本審の場で議論をしていくという方向でよろしいでしょうか。

【下山会長】

はい。通常ではですね、一応毎年最初にこのような形で確認をしながらやっていきたいと思っております。

労働者側も、その理解でよろしいでしょうか。

【河本委員】

はい。問題ないと思います。

【下山会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、本年度の特定最低賃金の審議については、事務局（案）のとおりに進めることでよろしくお願ひいたします。

それでですが1点だけ労働者側、使用者側にお願いがございます。

例年、特賃になると専門部会の皆様は金額審議をされる場に来るイメージがあるかと思いますので、そこに関してはまず1回目と言いますか、最初は必要性の審議ですよということはだけはしっかりとお伝えいただけたらというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

はい、それでは、最後の議題となりますが、議題（6）「その他」です。

事務局から何かございますか。

【中村室長】

事務局から1点ございます。

7月2日付けで奈良県弁護士会会长から当審議会宛に、会長声明文及び審議会で最賃法第25条第6項に基づき「学識経験者等」として意見陳述の希望が提出されております。

つきましては、この意見陳述の可否についてご審議いただきたいと考えております。

なお、最賃法第25条第6項には「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者、その他の関係者の意見を聞くものとする」と定められており、弁護士会会长は学識経験者として「その他の関係者」に該当すると判断されます。

また、過去、昨年・一昨年と同様の意見陳述の希望がなされ、本審議会で審議いただきましたが、弁護士である公益委員の中立性、公平性への懸念が示されまして、意見陳述は認めないという結論になっております。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

【下山会長】

まずは、この件に関しましてご意見ありますでしょうか。

はい。お願いします。

【柴田委員】

使用者委員の柴田でございます。

毎年、年中行事のように同じ議題が上がっておりますけれども、まず弁護士会が専門家であるかということ、事務局は専門家であると判断されたふうに今、おっしゃいましたけれども毎年これは違うのではないかと申し上げております。

弁護士会というのは、活動する全ての弁護士の所属する組織であって極論をすれば弁護士の独立性を保障するために弁護士の懲戒処分を自分達で行うための組織である。

そこに所属しているその弁護士というのは、渉外弁護士であったり、離婚弁護士であったり、あるいは知財を専門とする弁護士であったり、様々な専門家の集団である。特に地方の最低賃金の審議を行うに関して、特定の専門知識を持つ集団とはやはり認められないというのが1つ、それからもう1つ根拠となる25条の場合、主語が省略されていますけれども、毎回言いますけれども専門家の意見を求めるのは本審議会であって、弁護士会の方から求めるものではないということをですね、言ってみればその提案というか、申し入れの根拠そのものが無いということを毎年主張しておりますけれども、その点について皆さん、ご意見もう一度確認したいと思いますけれどもいかがでしょうか。

【下山会長】

はい、ありがとうございます。

ご意見、異議、異論等ございましたら、あるいは修正等ございましたら、お伺いいたしますけれども。

(意見がないことを確認)

はい、柴田委員がおっしゃられたように、この会としての必要性と同時にですね、この本審につきましては公益委員に弁護士の先生が御二方既に入っておられます。

そういう意味では、専門家という枠におきましても充分担保されている面があるという一方でそれを超えて弁護士会会长、弁護士会として、屋上屋を重ねるようなことというのは、やはりなかなか苦しいのかなあという風に認識しております。

ですので、事務局から説明がありましたように奈良県弁護士会会长からの意見陳述の希望に対しましては、過去の審議の結果は、意見陳述を認めないと結論に至っておりますので、本年度も認めないと結論で良いと考えておりますけれども皆様からご意見ございますでしょうか。

(意見がないことを確認)

はい。それではですね、本年度も意見陳述は認めないことといたします。

他に何かございますか。

事務局何かございますか。

【中村室長】

事務局からはございません。

【下山会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、次回は、先ほど申し上げましたとおり8月5日火曜日13時15分開始でございます。

よろしくお願いします。

次回の審議内容は、「中賃の目安報告、専門部会委員の任命報告、関係労使からの意見聴取」等を予定しております。

なお、次回の審議会は、本日と同様に「公開審議」といたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会を終了します。

皆さん、お疲れ様でした。